

社会的企業としての協同組合

三重大学大学院生物資源学研究所

特任教授 石田正昭

1 社会的企業とは何か

社会的企業概念は幅広いが、一般的には、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組む事業体のことをいう。NPOにみられるような、世のため人のために行われる公益的活動を、一時的にではなく継続的に行う事業体である。

それは無償奉仕を原則とするボランティア活動とも異なるし、利潤分配を目的とする営利企業とも異なる。さらには形式的平等性を優先する公共セクターとも異なっている。営利企業も公共セクターも取組まないような、地域社会のきめ細かなニーズに対応した事業展開を得意とするという意味で、市場の失敗や政府の失敗を補正する事業体といつてよいかもしれない。

以上を要約すると、社会的企業とは、①営利ではなく、社会的目的（＝公益）の実現を事業内容とする事業体であること、②利潤の獲得を否定するものではないが、その利潤を株主など外部に流失させるのではなく、社会的目的をもつ事業に再投資する事業体であること、という整理が可能である（注1）。

これに対し、協同組合は出資、利用、参加を一体化させた人びとの共助・共益の事業体という性質をもっている。世のため人のためではなく、自分のための組織である。社会的・経済的弱者の個人が、より強くなるために連帯する相互扶助の組織である。共助・共益の組織であるから、原理的には公益に関心を払う必要もないし、公益に経営資源を投入する必要もない。

しかし、そうはいうものの、現実には、医療、介護・福祉、人的能力開発、雇用創出などの公共的な分野において、生協、農協、労協などの各種協同組合が独自の事業を展開しており、協同組合が公益にまったく無関心、無関係というわけではない。また、こうした

事業者の取組みとは別に、生協・農協の役職員や組合員たちが地域社会に役立つ協同活動、すなわち地域貢献活動を数多く展開している。

これらはすなわち、共助・共益の組織ではあるものの、その可能な範囲で公益にも関心を払うこと、これが現代の協同組合運動の基本であることを教えている。小稿では、こうした協同組合の動きに着目しながら、共助・共益の協同組合が、公益にも関心を払うようになった理由や経緯を説明したいと思う。

2 協同組合における「地域社会への関与」

共助・共益の組織ではあるものの、公益にも配慮すべきことを宣言したのは、現行の協同組合原則である『協同組合の I C A アイデンティティ声明』(以下、1995年原則と略)からである。その第7原則「^{コミュニティ}地域社会への関与」で、「協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、^{コミュニティ}地域社会の持続可能な発展のために活動する」と謳っている。

この第7原則は1995年原則で初めて協同組合原則として採用されたが、最初はその意味の大きさに気づかない協同組合関係者が多かった。しかし、そこに協同組合運動に関する本質的な問題提起が含まれているということは、別途バックグラウンドペーパーで示された背景説明をみると明らかである (注2)。

「協同組合は本来、組合員の利益のために存在している組織である。しばしば特定の地理的空間における組合員とのこの強い結びつきのゆえに、協同組合はしばしばその地域社会と密接に結びついている。協同組合は地域社会の経済的、社会的、文化的な発展が確実に持続するようにする特別な責任をもつ。協同組合は地域社会の環境保護のためにしっかり活動する責任がある。協同組合が地域社会にどのくらい深くどのような形で貢献すべきかを決定するのは組合員である。しかし、それは組合員が避けることのできない責任である。」

この第7原則が形成されるまでに3つの報告書、すなわちレイドロー報告、マルコス報告、ベーク報告が I C A 大会に提出され、採択されている (注3)。その中で共助・共益の

組織とはどのようなものか、また共助・共益に加えて公益に配慮した組織とはどのようなものかを示したのは、レイドローの『西暦2000年における協同組合』である。それによれば（注4）。

「協同組合は単なる企業ではなく、経済的目的と社会的目的をもった企業であるとして、その二重の目的によって一般的に普通の会社や資本主義企業から区別される。（中略…）前世紀の指導的な経済学者、アルフレッド・マーシャルは、それをつぎのように表現した。『ほかの運動は高い社会的目標をもっている。ほかの運動は広い事業基盤をもっている。協同組合のみが双方をもっている』と。」

さらにつづけて、レイドローはこういう。

「この二つの極端な観点のあいだの選択は決して容易ではない。まったく企業的であり、社会的目的をもたない協同組合は、ほかの協同組合よりも長く存続するかもしれないが、徐々に弱体化し、長期的には崩壊するだろう。いっぽう、社会的使命には大きな力点をおくが、健全な事業慣行を軽視する協同組合はおそらくすぐに解体するであろう。もちろん、ここで必要とされることは、組織全体における常識的なバランスであり、経済と社会、事業経営と理想主義、プラグマチックな経営者とビジョンをもった素人の指導者の混合である。」

まさに、二重の目的をもつ協同組合の有効性を強調するために、最後にはトップマネジメントのあり方までもちだして、経済的目的と社会的目的の統合の重要性を強調しているのである。この経済的目的と社会的目的の統合という点に、共助・共益の組織ではあるものの公益に配慮した組織の特徴が表れているとあってよいだろう。

こうしたレイドロー報告に影響を与えたものとして、ジョルジュ・フォーケ『協同組合セクター論』があることを忘れてはならない（注5）。フォーケは、協同組合組織の2つの構成要素として、協同（アソシエーション）または社会的要素と事業（アンダーテイキング）または経済的要素があることを指摘し、レイドローの協同組合における二重の目的の理論的基礎を提供している。

3 社会的経済の一員としての協同組合

「共助・公益の組織ではあるものの公益に配慮した組織」とは、別の表現が許されるならば「社会的経済」の一員としての協同組合を強く意識することにほかならない。

ここで「社会的経済」とは、協同組合が社会的目的と経済的目的の二重の性格をもつ組織であることを前提として、公共セクターとも異なり、民間営利セクターとも異なる独自の領域を形成するような、市民たちがつくる自発的協力のセクターのことを指している。通常、この自発的協力のセクターはサード・セクターとか民間非営利セクターと呼ばれている。

社会的経済が求められる理由は、公共セクターや民間営利セクターにのみ頼っていたのでは解決できないような問題、たとえば失業、所得分配、公共サービスの質、住宅、健康、教育、退職者の生活の質などの問題が、地域社会に山積していることによる。この社会的経済の考え方の源流をたどると、19世紀フランスの労働者協同組合運動の協同思想にたどりつくが、近年注目を浴びるようになったのは1989年に欧州連合（EU）第23総局の中に社会的経済の部局が設置されたことによる。

ただし、現在においても、社会的経済のとらえ方は国により、研究者によりさまざまであって、普遍的に通用する定義はないとされる。このため、EUでも社会的経済を定義する試みを放棄し、網羅的に、協同組合、ミューチュアル（共済組合）、アソシエーション・財団（非営利組織）によって構成されるとしている（注6）。

では、社会的経済の中で、協同組合はどのような特徴をもち、どのような領域に位置するのであろうか。とくに、協同組合とアソシエーション・財団（非営利組織）の違いはどこに求められるのであろうか。日本的にいうと、アソシエーション・財団の典型はNPOであるが、そのNPOと協同組合の違いは何であらうか。

通常、社会的経済を説明する場合「ペストフの三角形」が使われるが、この三角形では協同組合とNPOの違いを説明できない（注7）。そこで、ここでは神野直彦『システム改

革の政治改革』あるいは篠原一『市民の経済学』で提示された、社会システム、政治システム、経済システムという3つのシステム概念を使って（注8）、協同組合とNPO（非営利組織）の違いを説明したいと思う。

図（協同組合の位置）がそれである。この図においては、われわれの社会は、社会システム、政治システム、経済システムという3つのサブシステムから構成されていることを前提としている。

社会システムとは、人と人のつながりの中で人間が生まれ、成長し、次代を担う子供たちをつくっていく過程、すなわち人間の再生産の過程を表している。このサブシステムを構成する基本単位は個人であるが、その個人が織りなす人と人のつながり、すなわち家族とか集落（共同体）、自治会などの血縁・地縁の関係、あるいは学校、趣味・娯楽、職場などの同一性で結ばれた友縁の関係が主たるプレイヤーということになる。

これらのプレイヤーはいわばインフォーマルな組織を形成しているが、このインフォーマルな組織を動かすものは、コミュニケーションを媒介とする“助けあい”である。互酬性にもとづく助けあいの精神のもと、コミュニケーションが頻繁に行われ、相互扶助、共同作業に携わる場面が多くなれば多くなるほど、よりよい成果が期待できる（注9）。自由、平等、友愛という社会的経済の理念に照らせば、このシステムを動かすものは友愛ということになる。

相互扶助や共同作業を繰り返すうちに、それらの活動を継続的に保障する仕組みとして、フォーマルな組織として、自発的協力の組織が生まれてくるようになる。このフォーマルな組織は、家族や集落（共同体）などのインフォーマルな組織の周辺部に形成されるが、そのうちの相互扶助を目的とする自発的協力の組織が協同組合である。協同組合は、メンバーシップ制のもと、自らが自らを助けるという意味の自助組織として発展する。

一方、共同作業を目的とする自発的協力の組織がNPO（非営利組織）である。NPO（非営利組織）は、世のため人のため、仲間が集まって共同作業を行うという意味で他助組織として発展する（注10）。

これらの自発的協力の組織の使命は、自らの組織が外延的に拡大すること、言い換えれば経済システムや政治システムの領域に食い込みながら、ともすれば規模と機能を縮小させがちな家族や集落（共同体）を支え、刺激し、社会システムを再活性化すること、すなわち「地域の再生」をはかることである。

歴史的にみれば、われわれの社会で先行的に成立したのは社会システムである。その社会システムから、農業社会の発展とともに権力機構が確立し、政治システムが分離・拡大していき、次いで工業社会の発展とともに市場が形成され、経済システムが分離・拡大していった。

政治システムは社会システムでは処理できない大きな問題の解決をはかるための仕組みである。その主たるプレイヤーは政治家であるが、彼らは権力を媒介に“脅しあい”を行い、多様な人びとの意思を一つにまとめあげ、国家的な統制をはかろうとする性向をもっている。ヒットラーのような独裁者が出現した場合は人びとに選択の自由はなく、意思反映の機会が極小化するが、民主主義社会のもとでは、人びとに経済的自由と政治的平等を保障しながら賛同者を増やし、より多くの人びとにより多くの幸せを提供することをその使命としている。

このような政治システムのもとで、行政機関を通して提供されるが公益的サービスであるが、そのサービスは高い公共性を有するために、地域社会における防災・防犯、環境、福祉、教育、文化などの分野で目の行き届かない個所が数多く残される。公共セクターによる公益的サービスでは形式的公平性に重きが置かれるため、相手の立場に立って当事者に寄り添うことが難しいからである。公共セクターのこうした短所を補うように、残された個所を市民の手によって穴埋めしようとするのが、社会システムの周辺部に形成されるNPO（非営利組織）である。それゆえ、NPO（非営利組織）は社会システムと政治システムの重なりあうところに位置すると考えられるのである。

一方、経済システムは、モノやサービスを生産し、分配し、消費するための仕組みである。その主たるプレイヤーは営利企業であるが、彼らはカネを媒介に“競いあい”を行い、

他者を蹴落とし、自らの組織の拡大をはかろうとする性向をもっている。資本主義の原理からいえば、利潤の確保のために市場の拡大を求めるのがつねであり、その障害物は対内的にも対外的にもこれを排除しつつ、投資家に最大の利潤を分配することをその使命としている。こうした市場原理主義のもとで、失業とそれにとまなう地域社会の崩壊、環境破壊などの問題が引き起こされるが、こうした市場の失敗を是正する力は経済システムの中からは生まれてこない。

こうした3つのサブシステムのもとで、今一度、協同組合の位置を明示するならば、それは社会システムと経済システムの重なりあうところに位置する。このことは、協同組合は社会システムの助けあいの中から生まれ、発展してきたのであるが、同時に経済システムの中で、資本制企業とある場合には同調し、またある場合には対抗しながら、組織の存続をかけた戦いを日夜続けていることを意味する。これはレイドローのいう二重の目的のうち、経済的目的を達成するための至極当然な行為であり、したがって、協同組合に第一に求められていることは事業の継続のために、決して赤字を出さないことである。

これに対し、NPO（非営利組織）は社会システムと政治システムの重なりあうところに位置する。このことは、NPO（非営利組織）は協同組合と同様、社会システムの助けあいの中から生まれ、発展してきたのであるが、同時に政治システムの中で、行政庁とある場合には同調し、またある場合には対抗しながら、組織の存続をかけた戦いを日夜続けていることを意味する。ここで同調とは、行政庁から資金や情報の提供を受けながら事業の存続に腐心することを指し、対抗とは、行政庁では目の行き届かないサービスを現場レベルで見出し、それを家族や集落（共同体）に提供することを指している。政治システムと重なりあう領域に位置することから、NPO（非営利組織）は他助組織すなわち公益組織という性格をもっている。

では、レイドローのいう協同組合における社会的目的の達成とはどのようなことを意味するのであろうか。それはとりもなおさず、協同組合は、NPO（非営利組織）と同じように、社会システムから生まれてきた自発的協力の組織として、家族や集落（共同体）を

支援し、その再活性化に貢献することである。

その場合の貢献とは、協同組合のメンバー（組合員）だけにかぎらず、メンバー以外の人びとにも役立つような公益的サービスを提供することにある。しかし、それは無条件に行われるべきではなく、協同組合のメンバーの承認する範囲内で行われるべきである。したがって、協同組合に第二に求められていることは、協同組合の領域をNPO（非営利組織）の領域に向かってできるかぎりシフトしていくこと、つまりは協同組合とNPO（非営利組織）の重なりあう領域を拡大することにほかならない。

ここで、協同組合とNPO（非営利組織）の重なりあう領域の拡大とは、「共助・公益の組織ではあるものの公益に配慮した組織」あるいは「協同組合とは企業経営と社会的関心のバランスのとれた混合体」のことを言い表している。

4. 地域に根ざし、地域社会に責任をもつ協同組合たれ

協同組合が社会的経済の一員としてふるまうとは、どのようなことを指すのであろうか。最後にその点を考えてみたい。

その第1は「地域に根ざした協同組合」たれということである。ここで“地域に根ざした”とは、人と人が助けあって生きていく社会的システムの中から生まれたことを強く自覚し、ともすれば縮小しがちな家族、地域社会に代わって、弱い者を支え、刺激し、全体として社会システムの再活性化(地域の再生)を実現しなければならないという点にある。協同組合人は、「地域社会の機能がつぶれれば協同組合もつぶれる」という位の危機感を共有すべきであろう。

その第2は「地域社会に責任をもつ協同組合」たれということである。これは「地域に根ざした協同組合」と同じように聞こえるかもしれないが、筆者の中では別の意味をもっている。とくに「責任」という言葉にこだわっているのであるが、協同組合は「市民（シチズン）」によってつくられた組織であり、その市民とは、地域社会に責任をもつことを自らの責務と考え、かつそのことを自らの誇りとするような人びとのことを指している。こ

のような意味の「市民」であれば、都市よりも農村に数多く残されているというのが筆者の判断である。この人たちが活躍する場を、協同組合が提供することが求められていると
いってよいだろう。

注

- (1) 高木郁朗「労働者自主福祉事業からみた協同組合の課題」『生活協同組合研究』通巻425号、2011年6月。
- (2) 「協同組合のアイデンティティに関するICA声明のバックグラウンド・ペーパー」を
さす。日本協同組合学会訳編『21世紀の協同組合原則』2000年、日本経済評論
社、49～50ページ。
- (3) いずれの報告もほぼ4年ごとに開かれるICA大会で採択されている。レイドロー報
告「西暦2000年における協同組合」は1980年第27回モスクワ大会、マルコ
ス報告「協同組合の基本的価値」は1988年第29回ストックホルム大会、ベーク
報告「変化する世界における協同組合の基本的価値」は1992年第30回東京大会
で採択された。
- (4) 日本生活協同組合連合会『西暦2000年における協同組合』日生協、1980年、
12ページおよび82～86ページ。
- (5) ジョルジュ・フォーケ『協同組合セクター論』（中西啓之・菅伸太郎訳、日本経済評論
社、1991年）、72ページを参照のこと。
- (6) 栗本昭「日本の社会的経済の統計的把握に向けて」（大沢真理編著『社会的経済が拓く
未来』、ミネルヴァ書房、2011年）、74～78ページ。ここでは、社会的経済の
定義を概観するとともに、社会的経済を構成する協同組合、ミューチュアル、アソシ
エーション・財団の組織的な特質も説明している。
- (7) ペストフの三角形については、たとえば、富沢賢治『非営利・協同入門』、同時代社、
1999年、21ページを参照のこと。

- (8) 神野直彦『システム改革の政治改革』、岩波書店、1998年、ならびに篠原一『市民の経済学』岩波新書、2004年、96ページを参照のこと。
- (9) パットナムは、このようなよりよい成果を生み出す人と人の関係をソーシャルキャピタル（社会関係資本）と呼んだ。ロバート・D・パットナム『哲学する民主主義』（河田潤一訳、NTT出版、2001年）を参照のこと。
- (10) 協同組合を自助組織、NPO（非営利組織）を他助組織とする区分は、神野直彦「新しい市民社会の形成—官から民への分権」（神野直彦・澤井安勇『ソーシャルガバナンス—新しい分権・市民社会の構図』、岩波書店、2004年）に見出される。